



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1438	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1439	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
1440	〃	(〃).....	2
1441	〃	(〃).....	2
1442	〃	(〃).....	2
1443	〃	(〃).....	2
1444	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	3
1445	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1446	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4
1447	公有水面の埋立ての免許	(港湾空港課).....	5
1448	海岸法による所有者不明の家屋等の措置	(〃).....	8

○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	8
--	-----------	--------------	---

○ 監査公表

	監査公表第24号	9
--	----------	-------	---

告 示

和歌山県告示第1438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那医 59-42	木下小児科	岩出市清水381-6	平成 21. 3. 31
那医 146-9	医療法人雄進会 打越耳鼻咽喉科医院	岩出市吉田319-10	平成 21. 12. 1
那薬 7-6	銀明堂薬局岩出支店	岩出市南大池206-2	平成 21. 11. 1

和歌山県告示第1439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ごんべえドリ薬局	橋本市清水512-13	—	諏訪園里実	平成 25.12.1

和歌山県告示第1440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成25年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
和み調剤薬局	田辺市末広町17番14号	—	中城俊朗	平成 25.12.1

和歌山県告示第1441号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成25年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ごんべえドリ薬局	橋本市清水512-13	諏訪園里実	平成 25.12.1

和歌山県告示第1442号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成25年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
橋本市訪問看護ステーション	橋本市小峰台2-8-1	橋本市訪問看護ステーション	平成 25.12.1

和歌山県告示第1443号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成25年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
和み調剤薬局	田辺市末広町17番14号	中城俊朗	平成 25.12.1

和歌山県告示第1444号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成25年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Diamond ARCTIC」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Gold ARCTIC」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN X FINAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Hi Kick」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER YELLOW LEVEL4」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE RED NEW 5th」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「HONEY FLASH flame 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「HONEY FLASH Menthol 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot Stuff Another 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「CRISTINA LUNA Phantom 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「Sexual GOLD Superior 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「Fairy Another 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「Jackpot Mystery 01」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「Jackpot prime 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「忍者 SHINOBI 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「DEEP OCEAN SHARK NO.2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

物が植物片のもの

(18) 次の写真に示すとおり、被包に「PANGEA 12」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(19) 次の写真に示すとおり、被包に「Awake 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(20) 次の写真に示すとおり、被包に「In The Night 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(21) 次の写真に示すとおり、被包に「ARATA KISS U」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(22) 次の写真に示すとおり、被包に「MIDNIGHT VIRGIN Break 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成25年12月6日

和歌山県告示第1445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市磯の浦字大井尻285番2 地先から同市加太字炭谷889番7 地先まで	旧	8.20 } 28.40	437.65	
同上	新	15.83 } 36.17	437.65	

和歌山県告示第1446号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3220	西牟婁郡上富田町朝来字上ヲ通り2677番3の一部、2695番1の一部、2699番の一部、2677番2の一部、西牟婁郡上富田町朝来字丹田台2636番1の一部	和歌山市東布径丁3丁目3番地 沼田興産株式会社 代表取締役 沼田鶴之	平成 25.11.27	4.50 ? 6.00	36.79
------	---	--	----------------	-------------------	-------

和歌山県告示第1447号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成25年12月6日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県海南市日方1525番地6
- (2) 名称 海南市
- (3) 代表者住所 和歌山県海南市名高503番地7
- (4) 代表者氏名 海南市長 神出政巳

2 埋立区域

(1) 位置

海南地区①

埋立区域(A) 海南市日方字新濱1294番地9の地先公有水面

埋立区域(B) 海南市日方字新濱1294番地9の地先公有水面

埋立区域(C) 海南市日方字新濱1294番地9の地先公有水面

冷水地区②

海南市冷水字大谷325番地34及び325番地16の地先公有水面

(2) 区域

海南地区①

埋立区域(A)

次の各地点のうち、1の地点から7の地点までを順次に結んだ線、7の地点と1の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位(D.L.+1.62m)における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

1の地点 基点から169度48分29秒 1,595.98mの地点

2の地点 1の地点から194度00分56秒 0.98mの地点

3の地点 2の地点から284度00分57秒 75.55mの地点

4の地点 3の地点から357度35分22秒 135.98mの地点

5の地点 4の地点から87度35分22秒 4.89mの地点

6の地点 5の地点から357度35分22秒 0.66mの地点

7の地点 6の地点から87度22分55秒 1.37mの地点

埋立区域(B)

次の各地点のうち、8の地点から15の地点までを順次に結んだ線、15の地点と8の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位(D.L.+1.62m)における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

8の地点 基点から171度34分27秒 1,427.52mの地点

9の地点 8の地点から268度13分01秒 1.38mの地点

10の地点 9の地点から357度11分05秒 0.66mの地点

11の地点 10の地点から267度11分05秒 4.87mの地点

12の地点 11の地点から357度35分22秒 7.45mの地点

13の地点 12の地点から87度11分05秒 4.77mの地点

14の地点 13の地点から357度11分05秒 0.66mの地点

15の地点 14の地点から87度58分34秒 1.49mの地点

埋立区域(C)

次の各地点のうち、16の地点から23の地点までを順次に結んだ線、23の地点と16の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位(D.L.+1.62m)における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

16の地点 基点から171度31分06秒 1,414.47mの地点

17の地点 16の地点から267度26分54秒 1.87mの地点

18の地点 17の地点から357度26分54秒 0.66mの地点

19の地点 18の地点から267度26分54秒 4.39mの地点

20の地点 19の地点から357度35分22秒 303.40mの地点

21の地点 20の地点から87度35分35秒 4.23mの地点

22の地点 21の地点から357度35分35秒 0.66mの地点

23の地点 22の地点から87度35分35秒 1.86mの地点

冷水地区②

次の各地点のうち、1の地点から11の地点までを順次に結んだ線、11の地点と1の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位(D.L.+1.62m)における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

1の地点 基点から197度09分36秒 2,506.95mの地点

2の地点 1の地点から70度52分26秒 6.25mの地点

3の地点 2の地点から160度52分26秒 0.58mの地点

4の地点 3の地点から70度52分26秒 10.17mの地点

5の地点 4の地点から160度52分26秒 78.16mの地点

6の地点 5の地点から250度52分23秒 0.08mの地点

7の地点 6の地点から160度52分26秒 7.09mの地点

8の地点 7の地点から119度01分45秒 7.11mの地点

9の地点 8の地点から89度04分18秒 81.63mの地点

10の地点 9の地点から359度04分18秒 0.66mの地点

11の地点 10の地点から89度04分18秒 5.88mの地点

(3) 面積

海南地区①

埋立区域 (A) 929.59m²

埋立区域 (B) 48.54m²

埋立区域 (C) 1,875.82m²

冷水地区②

1,989.06m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

海南地区①

海南市日方字新濱1294番地9の地内並びに1294番地9及び1294番地30の地先公有水面

冷水地区②

海南市冷水字大谷325番地34地内並びに325番地34及び325番地16の地先公有水面

(2) 区域

海南地区①

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とソの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

イの地点 基点から169度20分06秒 1,591.67mの地点
 ロの地点 イの地点から172度27分17秒 12.96mの地点
 ハの地点 ロの地点から198度24分01秒 48.50mの地点
 ニの地点 ハの地点から284度00分55秒 113.75mの地点
 ホの地点 ニの地点から357度35分37秒 220.09mの地点
 ヘの地点 ホの地点から295度15分08秒 11.29mの地点
 トの地点 ヘの地点から357度35分37秒 291.24mの地点
 チの地点 トの地点から88度02分29秒 62.54mの地点
 リの地点 チの地点から177度35分07秒 173.95mの地点
 ヌの地点 リの地点から89度37分19秒 1.94mの地点
 ルの地点 ヌの地点から177度34分25秒 40.50mの地点
 ヲの地点 ルの地点から270度09分29秒 1.80mの地点
 ワの地点 ヲの地点から177度36分38秒 256.80mの地点
 カの地点 ワの地点から104度44分18秒 28.24mの地点
 ヨの地点 カの地点から15度14分09秒 0.96mの地点
 タの地点 ヨの地点から105度05分58秒 8.36mの地点
 レの地点 タの地点から195度19分48秒 0.98mの地点
 ソの地点 レの地点から105度22分19秒 27.41mの地点

冷水地区②

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とりの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

イの地点 基点から197度18分23秒 2,502.07mの地点
 ロの地点 イの地点から70度52分29秒 69.20mの地点
 ハの地点 ロの地点から160度52分31秒 56.59mの地点
 ニの地点 ハの地点から89度04分12秒 58.48mの地点

ホの地点 ニの地点から178度44分34秒 46.83mの地点
への地点 ホの地点から268度44分34秒 0.75mの地点
トの地点 への地点から179度03分55秒 17.80mの地点
チの地点 トの地点から269度03分36秒 90.92mの地点
リの地点 チの地点から298度40分22秒 25.85mの地点

(3) 面積

海南地区① 34,594.28㎡

冷水地区② 10,790.90㎡

4 埋立地の用途

海南地区① ふ頭用地

冷水地区② ふ頭用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成25年11月25日

和歌山県告示第1448号

海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)第12条第3項の規定に基づき、一般公共海岸内に放置されており、海岸管理上支障のある所有者不明の家屋及び附属物(以下「家屋等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成25年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 家屋等の所在及び種類等

(1) 所在

和歌山市西浜字中川向ノ坪1346番1地先 一般公共海岸区域

(2) 種類等

木造平屋建て家屋及びその附属物一式

2 所有者等の行うべき措置

当該家屋等の所有者、占有者その他当該家屋等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、海草振興局建設部に連絡した上で、この告示から30日以内に当該家屋等を撤去すること。

3 海岸管理者の行う措置

所有者等が期限内に2の措置を行わないときは、海岸管理者・和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、他の者に命じ、又は委任して当該家屋等を撤去するものとする。

なお、撤去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第12条第9項の規定に基づき、当該家屋等の撤去に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市築港一丁目14-2

海草振興局建設部管理課(電話番号073-423-5952)

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成25年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画道路 (3・3・2号橋本駅前線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県橋本市古佐田一丁目
古佐田二丁目
橋本二丁目
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
- 4 縦覧期間
平成25年12月6日から同月20日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第24号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定により、平成25年10月29日、同月31日及び同年11月8日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年12月6日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 岸 本 健
和歌山県監査委員 森 礼 子

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
伊都振興局	平成25年10月29日
和歌山県農業大学校	〃
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立伊都高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立紀の川高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃
有田振興局	平成25年10月31日
紀中県税事務所	〃
和歌山県果樹試験場	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃
和歌山県東京事務所	平成25年11月8日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約48万円となっており、前年度末に比し約7万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約658万円となっており前年度末に比し約74万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 母子寡婦福祉対策資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約23万円となっており前年度末に比し約6万円減少している。

今後も、未納者の生活状況を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

(オ) 契約保証金を免除している感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託の契約締結の決裁において、契約保証金の免除理由が記載されていないので、適正に処理されたい。

(カ) 廃棄備品等の売払いについて、一者の見積りにより随意契約を行っているが二者以上から見積書を徴されたい。

イ 伊都振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成24年度末で約168万円となっており、前年度末に比し約43万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 平成25年3月5日付けで申請のあったバス停留所標識設置に係る道路占用許可について、許可手続が行われていなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) 収入印紙類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認が行われていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(エ) 紀見トンネル防火水槽ポンプ修繕契約について、工期変更を行わず契約工期を超えて変更請書を作成していたので、今後の契約事務についてはこのようなことのないよう適正に処理されたい。

ウ 和歌山県農業大学校

公有財産台帳に記載された地籍調査後の土地の面積を公有財産現況報告書では、従前の面積で報告していたので、適切に処理されたい。

エ 和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校

(ア) 入学願書に貼付された県証紙に消印のなされていないものが1件あったので、適正に処理されたい。

(イ) 自家用車使用による旅行命令簿において、ハイスクール強化校指定事業の補助金で旅費別途支給となっているが、支給対象ではないので適正に処理されたい。

オ 和歌山県立紀北工業高等学校

(ア) 代表者印のない請求書に基づき支出を行っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 校内で保管している毒物及び劇物について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づく薬品保管管理簿及び薬品保管点検票が作成されていないので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立伊都高等学校

同一旅行に係る旅行命令簿の決裁が二重に行われたために旅費の二重払いが行われていた。当該

誤りが判明した後、翌年度に過支給分は返納されているが、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

キ 和歌山県立紀北農芸高等学校

(ア) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(イ) 平成25年4月1日に締結した複写機の保守等に関する契約書について、暴力団排除条項の記載がなされていなかったのが平成23年7月1日付け監察第37号監察査察監通知に基づき適正に処理されたい。

ク 和歌山県立笠田高等学校

週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があったので適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立紀の川高等学校

パフォーマンスチャージ料（使用料及び賃借料）の支出票に履行確認がなされていなかったのが、今後適切に処理されたい。

コ 有田振興局地域振興部

紀の国森づくり基金活用事業補助金の実績報告において、本来領収書が添付されるべきところ、一部、領収書の代わりに請求書が添付された実績報告書を受領し、補助金の額の確定を行っているものが散見されたので、適正に処理されたい。

サ 有田振興局健康福祉部

(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約188万円となっており前年度末に比し約4万円減少している。

今後、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約1,256万円となっており、前年度末に比し約82万円増加している。

今後、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成24年度末で約110万円となっており、前年度末に比し約5万円減少している。

今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

シ 有田振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成24年度末で約679万円となっており、前年度末に比し約68万円減少している。

今後、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 道路占用料の収入未済額は、平成24年度末で約21万円であり、前年度から回収が進んでいない。滞納者の状況を再調査の上、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 河川占用料の収入未済額は、平成24年度末で約16万円であり、前年度から回収が進んでいない。滞納者の状況を再調査の上、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 放置船舶の除却工事に係る行政代執行に係る収入未済額は、平成24年度末で約285万円となっており、前年度末に比し約211万円増加している。

今後、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(オ) 電話使用料について、二重支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 道路愛護会及び河川愛護会の愛護活動に対する報償費の支出において、支出負担行為として整

理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。

ス 紀中県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は96.3%と前年度に比し0.5ポイント増加し、平成24年度末の収入未済額も約2億680万円と、約1,646万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約87%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 消耗品費（自動車オイル）の納品書に受付印及び個人印が押印されていなかったもので、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(ウ) 不動産取得税の課税において二重課税や課税標準額の誤りによる税額誤りがあり、個人事業税の課税においても二重課税があった。これらについては税額重複分の減額等が行われているが、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

セ 和歌山県立箕島高等学校

自家用車使用による旅行命令簿において、ハイスクール強化校指定事業の補助金で旅費別途支給となっているが、支給対象ではないので適正に処理されたい。

ソ 和歌山県立有田中央高等学校

校内で保管している毒物及び劇物について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づく薬品保管管理簿及び薬品保管点検票が作成されていなかったもので、適正に処理されたい。

タ 和歌山県立耐久高等学校

(ア) 公有財産の目的外使用を許可している生徒ホールに設置されているカップ式飲料自動販売機の水道使用について料金を徴収していないので、子メーターの設置などにより適切に処理されたい。

(イ) 重要物品台帳に登載されているピアノについて、品番及び製造時期が現物と異なっているものがあつたので適切に処理されたい。

チ 和歌山県立たちばな支援学校

週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があつたので適正に処理されたい。また、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、振替等勤務日の正規の勤務時間欄及び左のうちの休憩時間欄が未記入のものがあつたので注意した。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。